

令和8年第3回八百津町議会定例会会議録（第2日）

令和8年6月18日（木曜日）

1. 出席議員（10名）

1 番	平 井 俊 英	2 番	井 戸 正 秀
3 番	アディエ 三恵	4 番	渡 邊 成 章
5 番	後 藤 一 夫	6 番	安 藤 峰 行
7 番	後 藤 香代里	8 番	赤 塚 孝 博
9 番	加 藤 良 治	10 番	林 俊 宏

2. 欠席議員（なし）

3. 地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	金 子 政 則	副 町 長	古 田 功
教 育 長	社 本 勝 義	総 務 課 長	上 野 義 治
町 民 課 長	後 藤 光 次	健康福祉課長	佐 藤 充 之
建 設 課 長	平 井 靖 司	農 林 課 長	大 鋸 悟
地 域 振 興 課 長	鈴 木 彰	水 道 環 境 課 長	林 誠
教 育 課 長	飯 田 博 年	防 災 安 全 室 長	井 戸 篤 哉
秘 書 室 長	岩 井 好 正	会 計 管 理 者	松 浦 政 和

4. 職務のため出席した事務職員

事 務 局 長	赤 塚 誠	書 記	平 林 沙 姫
---------	-------	-----	---------

5. 議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	一般質問
日程第4	議案第59号 専決処分した事件の承認について（損害賠償の額の決定及び和解）
日程第5	議案第31号 専決処分した事件の承認について（八百津町税条例の一部を改正する条例）
日程第6	議案第32号 専決処分した事件の承認について（八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第7	議案第33号 専決処分した事件の承認について（八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）
日程第8	議案第34号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般

会計補正予算（第14号）

- | | | |
|-------|--------------------------|---------------------------------------|
| 日程第 9 | 議案第35号 | 八百津町情報発信施設条例及び杉原千畝記念館条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第36号 | 八百津町乳児等通園支援事業の利用者負担金に関する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第37号 | 八百津町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第38号 | 八百津町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第39号 | 八百津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第40号 | 令和 8 年度八百津町一般会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第15 | 議案第41号 | 令和 8 年度八百津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第16 | 議案第42号 | 令和 8 年度八百津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第17 | 議案第43号 | 財産の取得について |
| 日程第18 | 議案第44号 | 町道の路線変更について |
| 日程第19 | 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について | |

午前 9 時40分開議

○議長（後藤一夫） ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先にお手元に配付いたしました日程表に従って、会議を進めたいと存じます。

朗読は省略させていただきます。

○議長（後藤一夫） 日程第 1、諸般の報告をいたします。

事務局長より報告させます。

事務局長 赤塚 誠さん。

○事務局長（赤塚 誠） 報告いたします。

議案の提出について、本日付をもって八百津町長から、議案第59号 専決処分した事件の承認について（損害賠償の額の決定及び和解）が提出され、受理いたしました。

また、議会運営委員会委員長から、所管事務のうち特定事件等について、閉会中の継続調査の申出がありましたので、受理いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（後藤一夫） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

○議長（後藤一夫） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名者は、会議規則第121条の規定により、9 番 加藤良治さん、10 番 林 俊宏さんの両名を指名いたします。

時間調整のため、そのまま待機願います。

○議長（後藤一夫） 日程第 3、一般質問。

これより一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、6 番 安藤峰行さん。

（6 番 安藤峰行さん 登壇）

○6 番（安藤峰行） 一般質問の前に、4 月の選挙で当選された新人議員 2 名、本議会に登壇し、一般質問をいたします。議会、そして、執行部に対して、新しい風、新しい意見を期待しています。

それでは、一般質問をいたします。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い、質問します。

私からは、防犯カメラ設置と補助金交付について質問します。

最近では窃盗などの犯罪が多発しており、匿流、匿名・流動型犯罪グループなど、手口は凶悪化しています。

防犯カメラ設置は、町民の安心感の向上や防犯意識の高揚につながり、防犯にも効果が期待できると考えられます。

つきましては、防犯カメラの設置を促進するため、設置者に対して補助金を交付することを検討すべきではないでしょうか。補助金の上限を設定し、費用の50%程度とする案について、執行部の見解を伺います。

○議長（後藤一夫） 防災安全室長 井戸篤哉さん。

○防災安全室長（井戸篤哉） 安藤議員のご質問にお答えします。

近年、SNS等を通じて実行犯を募る、いわゆる匿名・流動型犯罪グループによる凶悪な強盗や詐欺事件が全国的に相次ぎ、住民の治安に対する不安は高まっています。当町においても、町民の安全・安心な暮らしを守るため、防犯体制の強化は極めて重要な課題であると認識しています。

一方、防犯カメラの設置に対する公的支援の現状については、近隣の管内自治体を見渡しても、自治会等の地域団体を対象とした補助金制度を設けている自治体はごく一部にとどまっています。また、個人の住宅等への設置に対する補助金制度は、現時点では、管内のいずれの自治体にも設けられていない状況です。

補助金制度の実施が、ごく一部の自治体にとどまっている大きな要因としては、設置されたカメラの撮影範囲が近隣住民の敷地や通行人に及ぶことによるプライバシーの配慮があると考えられます。防犯カメラが増え、犯罪抑止につながって安心される方もいれば、配慮が不足して、盗撮などの疑念を招き、新たなトラブルが発生する懸念があることから、これらを適切に管理運用するためには、プライバシーの保護と個人情報の取扱いに関する明確なガイドラインの作成が不可欠です。

例えば、自治会が設置主体となる場合、防犯カメラの管理運用について、管理責任者を定め、適正に実施する必要があります。しかし、地域における役員交代に際し、画像データなどの管理権限を安全に引き継ぐためのルールの規定や、万が一、映像が流出した場合の責任の所在など、自治会の負担とならない持続可能な体制づくりをガイドラインでどう担保するのかという問題があります。

また、個人が自宅の敷地内から周囲を撮影する場合、公道だけでなく、どうしても近

隣住民の玄関やベランダなどが映り込んでしまう懸念があり、住民間のトラブルに発展するリスクが自治会に比べて高くなります。さらには、個人で設置された防犯カメラの映像データは、個人のパソコンやスマートフォンで管理されることが想定されますが、データの漏えい防止や防犯目的以外の利用を防ぐための指導・監督を、行政が個人の私有地に対してどこまで関与できるかという運用の担保が極めて困難でございます。

本町といたしましては、これらの課題を踏まえた上で、自治会等の地域団体への支援の在り方はもちろんのこと、個人への補助金支給の是非についても、先進自治体の導入事例や運用ガイドラインなどを精査し、多角的な視点から慎重に検討を進めてまいります。

以上、安藤議員のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 6 番 安藤峰行さん。

○6 番（安藤峰行） 現代社会は、コンビニストアなどの店舗、公共施設、交通機関等の多くの場所に防犯カメラ、監視カメラが既に設置されています。八百津町の施設にも防犯カメラが設置していますが、今、説明にありましたけど、管理運用はどのような状況かお伺いします。

○議長（後藤一夫） 防災安全室長 井戸篤哉さん。

○防災安全室長（井戸篤哉） ご質問にお答えします。

町が管理する施設における防犯カメラの設置及び運用に関しましては、施設利用者の安全確保及び個人情報の保護並びに施設の適正な管理を目的として、八百津町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を定めております。規定に従い、防犯カメラの管理責任者や操作責任者を配置し、画像データの漏えい、流出防止などの適正な管理責任を定めた上で、八百津町役場本庁舎、杉原千畝記念館、各保育園などの14施設に防犯カメラを設置しております。また、今年度、新たに不審者対策として、各小中学校に設置いたします。施設利用者の安全確保と個人情報の厳格な保護の双方を高い次元で両立させ、適正な運用体制の維持に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上、ご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 6 番 安藤峰行さん。

○6 番（安藤峰行） まちの施設の防犯カメラ設置の管理運用については、設置要綱を定めて管理しているとのことでしたので安心しました。

自治会、地域団体に対しての補助金交付は、関市、下呂市、可児市、各務原市などで実施されています。

答弁にありましたプライバシーの配慮が重要で、補助金交付のガイドライン設定が必

要だと思います。個人の防犯カメラ設置は、補助金のあるなしに関係なく、設置側にモラルが求められます。例えば、防犯カメラ設置のシール、作動中のランプの表示、目的の明確化、撮影範囲限定などです。

まちで、答弁にありました多角的な視点から検討を進められるとのことでしたので、安心・安全のまちづくりのためにも、ガイドライン設定と、防犯カメラ設置の補助金交付の検討を早い時期に進められることを期待して、私の一般質問を終了します。

○議長（後藤一夫） 次に、1番 平井俊英さん。

（1番 平井俊英さん 登壇）

○1番（平井俊英） 議長のお許しをいただきましたので、私からは、道路の周辺地にある倒木のおそれがある樹木の処理についてを建設課長にご質問申し上げます。

この5月29日に、新たな防災気象情報の発表に伴い、防災意識が高められるとともに、避難が求められるケースが多くなってくるだろうという状況が想定されます。1週間もたたないうちに、6月3日、4日、全国でレベル3からレベル5の警報が発出されました。

しかしながら、避難を求められるんですけれども、避難前に道路に枯れ木や傾いた木が暴風によって倒れてきて、道路を塞ぎ、通行不能となる事態が生じるのではないかと憂慮しています。樹木は、地上権等がうたっていないような土地に関しては、ほぼ全て土地所有者が所有するものであります。したがって、事前に行行政側が、伐採や枝打ち、あるいは芯止めなどを行って、未然に倒木を防ぐというような行為は、することが難しいであろうということは理解しています。

しかしながら、立竹木所有者のご理解を得た上で、避難の障がいとなるようなことだけは未然に防げないかなというふうに思っています。

倒木のおそれがある樹木について、能動的な事前処理を行政側が実施することは可能でしょうか。ご意見をお伺いします。

○議長（後藤一夫） 建設課長 平井靖司さん。

○建設課長（平井靖司） 平井議員のご質問にお答えします。

近年、異常気象による突風や大雨で、倒木による道路の通行止めや事故などが心配されています。

道路沿いの樹木は、老木化が進み、樹木の幹に空洞ができたり、根が腐るなど、危険木が増加するとともに、高齢化や所有者不在による管理不足のため、樹木の巨大化や枝のはみ出しなど、深刻な問題となっています。

これらを踏まえ、通行の妨げや倒木による事故を防ぐためには、適正な管理が求めら

れています。

道路沿いの樹木の管理につきまして、議員は認識しておられますが、土地所有権によって公有地と民有地に分かれ、それぞれ、道路管理者または土地所有者に管理責任があります。

公有地の樹木の管理は、国道、県道、町道、それぞれにおいて道路管理者が行っていますが、道路の延長が非常に長いため、道路管理者が全ての状況を常時把握することは困難です。定期的にパトロールを実施するとともに、地域住民からの情報提供によって伐採や枝打ちを行っています。しかし、走行中の車両に樹木の枝が落下し、車両の一部を破損させてしまった事例もございます。

民有地の樹木の管理は、土地所有者が管理責任を負うため、町へ危険木や枝のはみ出しなどに関する通報や要望があった場合には、現地確認を行い、土地所有者に対して、文書などで伐採や枝打ちなどの適正な管理をお願いするとともに、倒木などの事故が発生した場合には、所有者が賠償責任を問われる可能性がある旨を説明しております。ただし、台風や災害発生時など、緊急を要し、道路の通行に支障を来す場合には、道路法に基づき、道路管理者が、所有者の同意を得ず、伐採などを行うこともあります。

ご指摘の避難経路にある民有地の危険木の事前伐採につきましても、土地所有者が管理責任を負うことから、道路管理者が事前に樹木の伐採を行うことはございませんが、引き続き、土地所有者に対しまして、適正な樹木管理を求め、安全な通行を確保するための周知・啓発に努めてまいります。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 1 番 平井俊英さん。

○1 番（平井俊英） まずは、ご回答ありがとうございます。

昨年の今頃、私が住む錦織から、大仙寺山や鯉居、油皆洞の山を眺めておりますと、七、八本の茶色い松を見つけました。枯れていることが目につかなくなる紅葉の時期ですので、それまでの間に松枯れは進み、私の家から数えられるものは30本を超えました。緑の葉っぱが落ちると目立たないようになりますが、4月になって新たな芽が芽吹いてきますと、また、茶色い松枯れが目立つようになり、その数はもう数えられないぐらいの量になっちゃったかなと思っています。枯れた松は数年の間に芯まで腐り、そして、いずれ倒れます。そういう枯れ松が道路周辺にも私はあると思っています。

私が特に心配いたしますことは、生活道路が1本しかないハザード区域内にお住まいの方々が、レベル4の警報の発令を受けて、避難所へ向かい、移動を始められたところ、その途中の道路に倒木があつて避難所に向かえず、そこから致し方なく自宅に引き返さ

なきやならないような事態が起こってしまうことです。

調べてみますと、可児市、御嵩町、それから瑞浪市には、それぞれ条件は異なっておりますが、そうした家屋や、あるいは公道に倒れてくるおそれのある危険木を除去するための補助金制度が設けられておりました。

八百津町は、その3自治体と比べると、はるかに森林面積も多く、また、道路の延長距離も恐らく長いだろうと思っています。その3自治体と同じような条件だと莫大な予算が必要になるかもしれません。それゆえ、補助金の条件を絞ってもらっても結構かと思うので、避難所へ向かうための唯一の道路を確保するための危険木を除去する補助金制度を制定してもらうことをご検討いただきたいと思います。

○議長（後藤一夫） 建設課長 平井靖司さん。

○建設課長（平井靖司） ご質問にお答えします。

災害時などの避難経路の確保は、人命を守る上で極めて重要な課題と考えます。安全な避難経路を確保し、所有者が実施する危険木の伐採や枝打ちなどの費用の一部を支援する制度について、近隣市町村の事例を参考に調査・研究してまいります。

以上、質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 1番 平井俊英さん。

○1番（平井俊英） どうもご回答ありがとうございます。

ぜひ補助金制度を設けていただいて、無事、避難所へ向かえるような道路を確保していきたいと思います。よろしくお願いします。

これで、私の質問を終わります。

○議長（後藤一夫） 次に、2番 井戸正秀さん。

（2番 井戸正秀さん 登壇）

○2番（井戸正秀） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い、質問いたします。

今回は、町内各所の耕作放棄地の増加と対策と今後について質問いたします。

町内を木曽川が流れ、豊かな自然が自慢の八百津町ですが、近年では、高齢化や担い手・後継者不足、採算性と今後の見通しの不透明さから、町内各所で耕作放棄地が増えつつあります。

中山間地域では、特にそれが顕著に現れつつあり、地元の農家の方が力を合わせ、齒を食い縛り、受け継いだ土地を守るべく、日夜努力してみえます。まだ、余力のある現在では、個人の努力により支えることができていますが、近い将来、中山間地域はいよいよ限界を迎えることとなってしまいます。

町内に限らず、全国的に耕作放棄地の増加は現在進行形で問題になっていますが、そ

のことについてご質問いたします。

一つ、八百津町として、耕作放棄地の増加に歯止めをかけられるような施策は実施されていますでしょうか。

二つ目、地域のリーダーとなり、農業政策・支援・提言等をスムーズに地域に導入することが目的の一つである集落支援員の配置を検討することは可能でしょうか。

この2点について、町にお伺いいたします。

○議長（後藤一夫） 農林課長 大鋸 悟さん。

○農林課長（大鋸 悟） 井戸議員のご質問にお答えいたします。

初めに、八百津町における耕作放棄地の現状についてご説明いたします。

町内の耕作放棄地は、農業委員さんの現地調査に加えまして、町でも確認調査を実施して把握しております。

令和7年度調査による集計では、既に山林などになっている土地を除きまして、手を加えることで農地に戻せる農地は498筆、32.3ヘクタールほどとなっており、そのうちの前年度まで作付していた土地については、所有者の意向調査をしております。84戸の所有者が該当し、今後の意向については、自ら耕作を再開する方が21戸、農地中間管理機構などにより、賃貸借を利用したい方が44戸、農地中間管理機構を活用しないで、自ら賃貸借などの設定をしようとする方が4戸、その他検討中や利用の意思のない方、回答のなかった方が15戸という内訳でした。

農地の維持ができなくなっている理由は様々で、農業従事者の高齢化や後継者不足、そして、不在地主など、八百津町に限らず国全体が抱える問題と認識しております。

耕作放棄地の増加に歯止めをかけるような町の施策についてのご質問ですが、第6次総合計画の農業振興の課題や施策の方針に、「中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度などを活用して、集落単位で自主的に農地を維持・管理する活動を支援し、耕作放棄地の解消・発生防止に努めます」と記載しております。

中山間地域等直接支払制度は、八百津地区2か所、久田見地区5か所、そして、福地地区と潮南地区は各2か所で、合計11の組織で取り組んでいます。

多面的機能支払制度は、伊岐津志地区と中山地区の2組織で取り組んでいます。

いずれの事業も、地域全体で農地を守る事業として、国・県・町が連携して財政支援を行っています。

そのほか、認定農業者など意欲のある担い手へ農地を集積・集約化するため、集積面積10アール当たり8000円の農地集積化支援補助金や、販売農家に対する農業機械等導入補助金なども整備しています。

また、農地中間管理機構を通した貸し借りの設定に向けた取組や、作物を荒らす有害鳥獣に対する公共捕獲、被害防護柵等の補助も進めています。

このように、農林課で行う事業の多くは、耕作放棄地の増加に歯止めをかけるための事業となっています。

さらに、今後の地域の農地をどうするかという課題に対しましては、令和6年度に各地域で農業の担い手を中心に連携会議を行い、その後、広く町民に案内して検討を重ね、おおむね10年後の目標地図を含む地域計画を策定いたしました。この地域計画は、担い手農家への農地の集積など、耕作放棄地を有効的に活用する計画となっておりますので、今後も定期的にブラッシュアップを重ね、耕作放棄地の増加防止に取り組んでまいります。

続きまして、集落支援員の配置についてのご質問にお答えします。

集落支援員とは、過疎化や高齢化が進む地域において、自治体の委嘱を受けた専門人材が住民と行政の橋渡し役となり、集落の現状把握や問題解決、生活支援などを行って、地域の維持・活性化を図る総務省の事業となっています。

主な役割と活動内容は、一つ目に、集落の現状把握・点検として、直接聞き取りを行う活動。二つ目に、話合いの促進として、住民同士の定期的な寄り合いや地域の将来・課題について話し合う機会をつくるという活動。三つ目に、解決に向けたサポートとして、地域の助け合い活動の立ち上げや、行政、支援機関などとの連携・橋渡しを行う活動などです。

議員のご質問は、この集落支援員を地域に配置できないかということですが、県内でもこの集落支援員を導入している市町村があり、農業分野での活用は、集落点検として状況把握を行い、問題解決に取り組んでいるという事例が見受けられます。

単に受託者として活動するのではなく、耕作放棄地の出し手と受け手をマッチングして話合いの場を設ける活動や、農地を荒廃させないための地域コミュニティづくりのサポート、農地を管理する集落営農組織の立ち上げ支援などを行っているようです。

費用につきましては、交付税措置によって対応が可能となりますので、財源についての課題は少ないと感じております。

集落支援員は、地域コミュニティの維持・話合いの促進が主な目的ですので、町といたしましても、地域の活性化のお手伝いができる人材の確保策としてこの事業が活用できないか、検討させていただきたいと思います。

以上、井戸議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 2番 井戸正秀さん。

○2番（井戸正秀） 丁寧なご説明ありがとうございました。

ご説明していただいたとおり、今後の農業を支えていく様々な取組がなされているのですが、現場でお米を作ってくださっている農家の皆さんには、なかなかそういう情報が行き届いていないのが現状のような気がしています。

そんな現場と様々な制度の橋渡しが期待できる集落支援員制度、これはそれだけでなく、ご答弁にもありましたように、集落支援員、集落の維持・活性化に向けた取組や、主体となる地域運営のサポートなど、活動の範囲は農業にとどまらず多岐にわたり、八百津町のさらなる発展につながるのではないかと考えております。可及的速やかに導入に向けた前向きな検討をお願いいたします。

以上をもちまして、私からの質問を終わります。

○議長（後藤一夫） ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は、追って連絡いたします。

10時半から行います。よろしくお願いします。

午前10時17分休憩

午前10時30分再開

○議長（後藤一夫） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、7番 後藤香代里さん。

（7番 後藤香代里さん 登壇）

○7番（後藤香代里） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

人道の丘に八百津町情報発信施設ハヤブサ・ミュージアムがオープンして2年半がたちました。2024年1月8日の開館後、増設を経て、2025年4月にグランドオープンを迎えましたが、目的どおりの情報発信や観光PRは十分にできているでしょうか。

これまでに費やしたドラマセットの設置や増設にかかった経費、グッズ作成費などに加え、今後も継続的にかかる維持管理の経費や職員の人件費を勘案した際、十分な費用対効果が出ているかについては、注視していく必要があると感じています。

そこで、今回は、ハヤブサ・ミュージアムのさらなる活用と地域活性化を目指し、ミュージアムショップに関連して2点質問させていただきます。

1点目、交流市町村等の物産品の常設販売について。

ミュージアムショップにて、八百津町の物産品だけでなく、本町と交流がある市町村等の物産品も取り扱ってはいかがでしょうか。

現在、ショップでは、ドラマ「ハヤブサ消防団」関連の限定グッズに加え、八百津町の名産品としまして、八百津せんべい、コンニャクゼリー、甘酒、お酢、乾麺、蜂蜜、ハーブティーなどが販売されています。ここに、生鮮食品は難しくても、乾物、調味料、お菓子など、賞味期限が長く、取り扱いやすい他地域の物産品を導入してみてもどうかと考えます。

ショップにて交流市町村等の物品も販売することは、観光客だけでなく、町民への新たな購買体験の提供による消費拡大につながります。さらに、期待できる効果として、八百津町と交流市町村間の連携強化、双方の地域の認知度向上、関係人口の創出など、様々な効果が期待できます。

以上の点について、執行部のお考えを伺います。

○議長（後藤一夫） 地域振興課長 鈴木 彰さん。

○地域振興課長（鈴木 彰） 後藤香代里議員のご質問にお答えします。

ハヤブサ・ミュージアムは、八百津町情報発信施設として、八百津町の観光、商工業の振興、それから、地域文化の向上に資することを目的として設置されています。

ハヤブサ・ミュージアムにつきましては、本定例会におきましても条例改正でお願いしておりますが、杉原千畝記念館との共通券のみとすることで、利用機会の拡大を図りながら、杉原千畝記念館とハヤブサ・ミュージアム、両方に訪れていただけるよう考えております。

また、今年度、予算計上もしておりますが、利用者の多いバンジージャンプ関連の商品を開発し、ハヤブサ・ミュージアムにて販売する事業を進めています。バンジージャンプを体験された方は、記念となるような関連商品を希望する方も多いことから、Tシャツなどの記念商品を作成・販売することは、バンジージャンプからハヤブサ・ミュージアムへの観光客の流れをつくることができ、さらには、ハヤブサ・ミュージアムの入館や、ほかの商品などの購入も期待でき、観光客の回遊性向上を図ることができます。

交流市町村の特産物などを販売することにつきましては、既に、昨年度から、石川県穴水町と担当者レベルでの検討を進めてきており、それを見越して、今年度、予算計上もしておりますが、ミュージアム館内に販売棚を増設し、販売品目の拡大計画を進めているところでございます。

交流市町である、愛知県南知多町、福井県敦賀市、石川県穴水町などとの協議を進めるに当たり、先方の事情、販売スペース、商品の保管環境なども考慮しながら、現状で販売可能な特産物の販売に向けて、交流市町との連携強化を図っていきたいと考えております。

さらには、地元特産品の販売につきましても、商工会や観光協会を通じて、地元業者へ募集、販売へと展開し、地元特産品の魅力を幅広く発信し、認知度の向上と来場者・購入者の増加を図っていきたいと考えております。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 7番 後藤香代里さん。

○7番（後藤香代里） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

記念館の共通券の利用により、ハヤブサ・ミュージアムに訪れていただける方も増えるのではないかと思います。また、バンジー関連のグッズ、バンジーを飛ばれた方々が立ち寄っていただけるというのも、観光客の回遊性向上の上では素晴らしい取組だと思います。また、販売品目を増やしていただくために、もう既に棚の増設等も検討いただいているということでありありがとうございます。

もう少しこれに絡めて、もう一点質問させていただきたいと思います。

常設が難しい生鮮品もあると思うんですけれども、これについて、物産展のような形でイベントを開催して取り扱ってはどうかということを質問させていただきます。

国内の交流都市には、先ほど課長もご説明いただいたように、愛知県の南知多、福井県の敦賀、石川県の穴水町がありまして、毎年10月には、産業文化祭のほうに出展いただいております。海産物などが大変人気を博しております。

産業文化祭で、私も食べようと思ったら売り切れていたということがよくあるので、ぜひそういった機会以外にも、ミュージアムショップの常設コーナーでは取り扱いにくい物を購入できる機会を設けてはということをご提案したいと思います。

特に、交流市町村の一つである穴水町においては、能登半島地震の爪痕がいまだに多く残っておりまして、直接現地へボランティアに行くことは難しくとも、何か能登のためにしたいと感じている町民の方は多いはずです。買って応援をすることで、少しでも穴水町の復興につながればと願っております。

こういったことから、ぜひ常設スペースでは取り扱えないものも、何かのイベントで私たちが購入できるような機会を、ハヤブサ・ミュージアムを通じてつくっていただけないかご質問させていただきます。

○議長（後藤一夫） 地域振興課長 鈴木 彰さん。

○地域振興課長（鈴木 彰） ご質問にお答えします。

物産展などイベントの開催についてのご質問ですが、さきの交流市町との物産展などの企画は、議員もおっしゃられるとおり、ふだん購入することのできない地域の特産品を購入していただくよい機会でもあり、たくさんのお客様がお越しくだされば、地元の

特産品などの購入へと相乗効果も期待できると考えております。マルシェなど地元出店者によるイベントの同時開催など、ミュージアム館内や人道の丘公園全体を活用しながら、開催していくことを検討していきたいと考えます。

また、今年度、公園スペースの有効活用を目的とする社会実験としまして、八百津町公園内でのキッチンカーによる出店者の募集を行っております。これは、公園スペースの有効活用や飲食提供による来園者滞在時間確保など、公園利用者の利便性向上を図るため実施しているものでございます。

ハヤブサ・ミュージアムのある人道の丘公園も対象であります。5月の連休におきましても出店しており、大変好評でございました。このような試みは、ミュージアム館内だけでなく、人道の丘公園全体での利用者の増加や利便性の向上を図っているものであり、ハヤブサ・ミュージアム、杉原千畝記念館、人道の丘公園全体の利用として考え、より一層の魅力向上を図れるよう、職員一丸となってアイデアを出して検討していきたいと考えております。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 7番 後藤香代里さん。

○7番（後藤香代里） 既にいろいろご検討いただいているということで、マルシェとの同時開催やキッチンカーの展開など、今後もたくさんの方々が、ミュージアムだけでなく、人道の丘の公園ですとか、八百津町に来ていただけることを願っております。

先ほどご説明いただきましたけれども、本年定例会においても、ミュージアムの利便性の向上と利用機会の拡大を図るために、開館時間や入館料を変更する条例改正の議案が上程されています。可決されれば、どちらの施設も町民の方は無料で入館できるようになるわけです。先に提案したような魅力あるショップやイベントが生まれることで、観光客の方だけでなく町民の方々も、より気軽に何度も訪れたいくなるようなハヤブサ・ミュージアム、人道の丘になることを強く願い、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤一夫） 次に、10番 林 俊宏さん。

（10番 林 俊宏さん 登壇）

○10番（林 俊宏） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

このところテレビを見ますと、気象庁はじめあらゆるメディア関係が、予報として細かに皆さんに発信しておる状況でございます。いわゆる、備えを常にしていただきたいというメッセージというふうに私は理解をいたしております。

今回、私の質問は、防災対策用の車両についての活用についての質問でございますけれども、南海トラフ地震や、近年の活発な雨雲によりまして、線状降水帯などの災害に備え、5月末から防災気象情報の新たな運用を見直されたのは、避難を要する4種類の災害、八百津町におきましては、河川氾濫、大雨、土砂災害などだと思います。住民が避難しやすい警戒レベルのことをごさしまして、豪雨災害は、いつもの道でも夜間になりますと一遍に変わります。住民主体でも地域のリスクをさらに把握することが重要であり、先日、梅雨入り前の台風6号におきましては、6月の上陸は14年ぶりだそうございまして、異常気象による家庭での準備はさらに必要であるというふうに考えます。

防災・減災に向けた震災に備えた防災意識による取組が重要であり、当町におきましては、大規模災害に備え、緊急時に住民の安全を守るために、被災者らの移設できる宿泊場所によるコンテナホテル、そして、レスキューホテル提供に関する協定もされました。

我々も常に備えを進めよう、段階的に進んでいるという理解に私は感じております。いつ何どきどうなるか分かりません。そういったことも含めて、公助として、やれることを精いっぱい進めていくという考えだというふうに私は理解をいたしております。

そこで、今年度、防災対策車両としまして、マルモビを購入される、ワゴン車でございますが、その予算が計上されていますけれども、車両の概要、また、納車の時期をお尋ねさせていただきたいと思います。

また、10人乗りの車両ワゴン車で、平時は公用車として活用とのことをごさいますけれども、どのように活用され、災害時にはどのように改造されるのか。マルモビ車両を活用した啓発計画なども含めましてお尋ねをさせていただきたいと思います。町執行部よりよろしくお願いいたします。

○議長（後藤一夫） 防災安全室長 井戸篤哉さん。

○防災安全室長（井戸篤哉） 林議員のご質問にお答えします。

防災対策用車両につきましては、本年3月に開会した第2回定例会において、購入費用にかかる予算についてご審議の上、可決いただきました。また、本定例会において、財産取得にかかる議案を上程し、ご審議いただいております。

まずは、お尋ねの車両の概要と納車の時期についてご説明いたします。

議案第43号の説明資料のとおり、本車両はトヨタのハイエースワゴンをベースとしており、車両の名称は、複数の用途のための移動車を意味する、マルチパーパスモビリティの略称であるマルモビ。乗車定員は10人。主な装備は、脱着式シート・脱着式家具・ポータブルベッド・ポータブルトイレキット・個室ユニット・ポータブルバッテリー・

車内エアコン・サイドオーニングです。車両の納入期限は、契約上、令和9年3月31日ですが、契約の相手方とは早期納車となるように打合せをしております。

次に、現状と課題から、車両の購入に至った背景についてご説明いたします。

一たび大規模災害が発生すると、断水などでトイレが使えなくなるため、避難所におけるトイレ・衛生対策は常に課題となっています。

また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、当町と災害時相互応援協定を締結している石川県穴水町に対し、数回にわたり、食料品・土のう袋・カイロなどの救援物資を搬送いたしました。さらに、人的支援として、災害査定資料作成や被災者生活再建支援の申請業務などを行うため、最大1か月間、数名の応援職員を派遣いたしました。その際には、キャンピングカーを職員の仮眠や拠点場所として利用しましたが、救援物資搬送用トラックやキャンピングカーは自町で保有していないため、都度レンタルにより対応しました。さらには、年々猛暑日が増え、熱中症対策が求められる中、屋外イベント時における熱中症対策や体調不良者のための避難場所の確保が課題となっています。

このような背景の中、工具不要で取り外しができる脱着式シートにより、車内のレイアウトを用途に応じて自由に、そして、短時間に組み替えることができる車両の開発が進み、既にマルモビを所有している自治体においても、平時・有事双方の機能性が実証されていることから、この車両が長年の課題解消に資するものと考え、購入予算を計上いたしました。

避難所におけるトイレ対策として災害用簡易トイレの備蓄は進めていますが、今回、購入を予定しているマルモビにおいては、水不要で衛生的に使用できるポータブルトイレと、一人用のプライベート空間を車内につくる個室ユニットの組合せにより、最大2室のトイレルームを積載したトイレカーとして活用することで、トイレ・衛生対策のさらなる充実を図ります。

また、有事の際には、支援物資の輸送、臨時救護室、災害現場の指揮車、派遣職員の仮眠室や車中泊の車両として活用が可能であるほか、この車両を所有している全国の自治体と、災害時における相互貸与協力を図るマルモビパートナーシップ協定を締結する予定です。八百津町にもしものことがあれば、全国にあるマルモビが集まりますので、避難所の環境改善など地域防災力の強化が期待されます。

一方、平時には、多くの人や物を運ぶ公務用車両としての活用はもちろんのこと、外出先でのリモートワークや会議用の移動オフィス、イベント時の出展ブース、クーリングシェルター機能を備えた救護室、スタッフの休憩所などの活用を想定しています。

さらには、防災訓練や各種イベント会場に展示・配置する体験型の啓発により、参加者の、マルモビの持つ平時活用・有事機能発揮という特性の理解促進と、当事者意識の醸成を図ります。

当町といたしましては、この車両により、有事における迅速かつ強靱な防災体制の構築と、平時の多用途な活用による行政サービスの充実に努めます。

以上、林議員のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 10番 林 俊宏さん。

○10番（林 俊宏） ありがとうございます。

災害による心強い車が購入されるということでございます。トイレを中心にされたりということでございましたけれども、短時間でというのは実質どのぐらいになるのかよく分かりませんが、比較的早くできるものだというふうに理解させていただきます。

それと同時に、パートナーシップの協定ということで、これに関しても非常に心強い。何かあったときには、ほかから同じような車の方が当町にも来ていただけるというようなことでございますので、そういう関係各位に今後もしっかりと話を積み上げていただきながら、有効に活用していただきたいなというふうに思います。と同時に、先ほど新人議員からも質問がございましたけれども、車を使うということであれば、道路によるインフラ整備は常にチェックすることが必要だろうというふうに思います。これに関しても、各課でしっかり審議していただいて、進めていただきたいなというふうに思います。

ソフト対策の徹底はもちろんでございますけれども、行政によるハード整備だけでは命を守ることはできないと思います。住民のさらなる防災意識を向上させるために、子どもたちの学校生活における場合であったり、社会全体で防災対策などに注力させるための計画がございましたら、それについてもお尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（後藤一夫） 防災安全室長 井戸篤哉さん。

○防災安全室長（井戸篤哉） 林議員ご指摘のとおり、大規模災害が発生した際に、迅速かつ的確な救助活動や住民支援を行うためには、様々な関係機関との緊密な連携が重要であると認識しております。

当町におきましては、平成22年7月15日の豪雨により、野上地区内で土砂災害が発生し、民家を飲み込み、3名の町民の方が行方不明となった際には、自衛隊災害派遣により、延べ250名の自衛隊員が、昼夜を問わず捜索活動に当たっていただきました。また、毎年各地区で行っている町主催の防災訓練におきましては、自衛隊のご協力により、自衛隊車両の展示や災害時における自衛隊の救援・救出活動のパネル展示などを実施してお

ります。今年度、伊岐津志地区で開催予定の地域防災訓練におきましても、同様のご協力をいただけますように、自衛隊の担当者と打合せを進めているところでございます。

今後につきましても、激甚化する気象災害や、今後発生が懸念される大規模地震に備えるために、単なる見学型・啓発型の訓練にとどまらず、多様な機関と連携の下、より実践的な連携訓練を検討してまいります。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 10番 林 俊宏さん。

○10番（林 俊宏） ありがとうございます。今言われたとおり、平成22年、23年の豪雨災害におきましては、国からの支援によりまして、災害による、自衛隊による派遣にて大変にお世話になりました。貴い命を落とされた方をしのび、これは絶対風化させないというその気持ちで、今後もしっかりとした形で進めていただきたいなというふうに思っております。

八百津町も加茂防衛協会に加わっておりまして、先日、自衛隊岐阜地方協力本部、美濃加茂地域事務所の広報官が来庁されました。防災についての関連で、災害派遣などの活動事例を基に、連携指導や出前講座などを協力させていただきますとのことでございました。できるものなら、次年度、防災・減災に向けて総合的な計画を取り組み、進めていただくことをお願いしたいと思います。

これは、あくまでも安心・安全のまちづくりに一步でも進む。そして、自助・共助・公助が、この当町にとってしっかりとした形で進んでおるということも含めて、私は期待をさせていただきます。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（後藤一夫） 次に、3番 アディエ三恵さん。

（3番 アディエ三恵さん 登壇）

○3番（アディエ三恵） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、八百津町小中学校統合について質問いたします。

日頃は、八百津町の子どもたちのために、切れ目のない教育、ご支援をいただき、ありがとうございます。

近年、全国的に少子化の進行により、学校の在り方についての議論が進められています。本町においても、児童数の減少や校舎の老朽化を背景に、在り方検討委員会や専門家会議、保護者説明会や住民説明会が開催され、先日、令和8年3月29日には、八百津町小中学校統合基本構想の説明会も開催されました。最近では、保護者の方々や地域の皆様から、今後の学校の方向性について様々なお声を伺う機会が増えております。

一方で、学校は単なる教育施設ではなく、地域コミュニティ、防災、地域文化の継承など、多面的な役割を担っています。そのため、子どもたちにとって最善の教育環境という視点とともに、地域への影響についても十分に考えていく必要があると考えます。

その上で、数点お伺いいたします。

1点目、地域の方々からは、児童数の少ない東部地域から段階的に統合が進むのではないかというお声や、小学校がどこになるかを踏まえて通わせる保育園を決めたいので、統合時期をできるだけ早く示してほしいという要望を伺っています。また、東部地区の保護者の方からは、校舎建設前の早期の統合を望む声もあります。

そのような中、新校舎建設前の統合を進める場合の課題がありましたら、ご説明お願いいたします。

○議長（後藤一夫） 教育長 社本勝義さん。

○教育長（社本勝義） アディエ議員のご質問にお答えいたします。

学校統合につきましては、これまで様々な会議や説明会を重ねながら検討を進めてまいりました。町民の代表の方々を中心に構成された、八百津町小中学校の今後の在り方検討委員会では、令和3年度に5回の協議が行われ、最終的に、小学校1校、中学校1校への統合を推進するとの答申が教育委員会に提出されております。

また、その後も専門家による提言をいただくとともに、町民の皆様への説明や意見聴取を重ねてまいりました。そこでいただきましたご意見やご指摘は、教育委員会としての考えを深め、基本構想を練る大切な材料となったと考えております。

議員ご指摘のとおり、近年、今後の方向性に関して様々なご意見をいただいております。その背景の一つには、少子化の進行に対する懸念があるものと認識しております。昨年4月から本年3月までに出生し、本町に届出のあった子どもの数は、町内全体で30人です。この30人の子どもたちが6年後の小学校1年生の数となります。小規模校には、一人一人にきめ細かく関わるができるメリットがありますが、一方で、多様な考え方に触れる機会や人間関係の広がり、集団活動の充実といった面で課題があることが、文部科学省の資料等で示されているところでございます。保護者の皆様から寄せられるご意見には、こうした将来の学校規模を見据えた教育環境への不安が含まれているものと受け止めております。アンケート等では、できるだけ早く学校統合を進めてほしいとのご意見が多数寄せられており、校舎建設前の統合を望む声にもつながっているのではないかと考えております。

教育委員会といたしましては、さらに進行する少子化や施設の老朽化という現実も踏まえ、安心・安全も含めた子どもたちにとって望ましい教育環境を確保するため、町長

部局や議会の皆さんとも連携しながら、できる限り早期に結論を出す必要があると認識しているところです。

さて、学校建設前の統合に関する課題についてお答えいたします。

ここでは、人的環境、とりわけ教職員配置について申し上げます。

学習支援員等の八百津町で独自に採用している職員を除き、公立学校の教職員の配置は、県教育委員会の所管事項となります。統合後の教職員数や人事配置につきましては、県教育委員会が国の定める基準を原則として決定いたします。また、県教育委員会では、翌年度の教職員配置数を見据えながら職員の採用計画や予算編成を進めており、その過程で各市町村教育委員会との協議が行われます。したがって、本町が学校統合を進める場合には、県教育委員会の人事配置に関するスケジュールを十分に踏まえながら意思決定を行う必要があります。仮に、学校建設前の統合を求める声が具体化した場合には、こうした県との調整期間を見据えた対応が不可欠であると考えております。

以上で、質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 3番 アディエ三恵さん。

○3番（アディエ三恵） 新校舎建設前の統合の課題についてご答弁ありがとうございます。

さらに、今後、新校舎建設前の統合が決定した際は、学校間交流などを段階的に実施し、子どもたちの不安軽減や円滑な移行につなげてはどうかと考えますが、現在の教育委員会のお考えをお伺いいたします。

○議長（後藤一夫） 教育長 社本勝義さん。

○教育長（社本勝義） 統合前の交流についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、学校統合は、子どもたちにとって新しい仲間との出会いであり、それぞれの学校が培ってきた学びの文化や特色に触れる機会でもあります。こうした統合の効果を十分に生かすためには、統合前からの交流活動が極めて重要であると認識しております。

八百津小学校と潮見小学校の統合の際には、統合前年の9月議会で議決をいただいた後、両校の児童交流を計画的に実施いたしました。また、教職員間においても、学校のカリキュラムや学校運営の調整を行うとともに、児童一人一人の状況について丁寧な引継ぎを進めました。その結果、潮見小学校で大切にされてきた一輪車の活動や花壇活動は、新しい学校の文化として引き継がれ、昨年度は、花壇コンクールで県の最優秀賞に当たる大賞を受賞するなど、新たな成果にもつながっております。

このように、学校統合に際しては、子どもたちが安心して新しい環境へ移行できるよ

う、児童・教職員双方の交流と準備期間を設けることが重要であると考えております。

以上で、お答えとさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 3番 アディエ三恵さん。

○3番（アディエ三恵） 詳しいご答弁ありがとうございました。

今後も子を持つ保護者の意見や地域の皆様の意見を丁寧に聞いていただきながら、この問題を進めていっていただきたいと強くお願いいたします。

次の質問に進みます。

学校再編を検討する際には、教育環境だけでなく、統合後に生じる施設活用についても考えていく必要があると考えます。

特に、本町では、複数の学校施設が同時期に空き施設となる可能性もあり、維持管理費や老朽化対策、地域利用、防災機能なども含め、活用検討が重要ではないでしょうか。現時点で、町としてどのような方向性を考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（後藤一夫） 教育長 社本勝義さん。

○教育長（社本勝義） 学校統合後の閉校施設の活用についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、学校は地域のシンボリックなものであり、コミュニティの中心的な役割を担うこともあります。一方で、学校は、本来、子どもたちが学び、成長する、子どもたちのための教育施設であると私は考えます。また、現在、少子化の進行や施設の老朽化という、避けて通ることのできない、しかも喫緊の課題がある中で、学校の本来の役割に立ち返り、教育環境の確保を第一に考えることが重要だというふうに思っております。したがって、学校統合を検討する際には、まず、子どもたちにとって望ましい教育環境とは何か、その実現のために学校規模や配置をどうすべきなのか、そういった議論を優先すべきであると考えます。施設の活用については、その後に具体的な検討がなされるべきものと考えております。

教育委員会として、最も重い責任を負っているのは、子どもたちの教育環境を整備することです。そのために、まずは子どもたちにとって望ましい教育環境の実現を基本に据え、その上で、閉校施設の活用について、町長部局とともに検討していくべきものと考えております。

なお、議員各位におかれましては、これまで県内外の閉校施設活用事例について現地調査を行うなど、熱心に研究を重ねてこられました。本町の将来を見据え、主体的に取り組まれていることに敬意を表するものでありますし、今後、的確なご示唆をいただけるものと期待をしております。

以上で、アディエ議員のご質問の回答とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 町長 金子政則さん。

○町長（金子政則） ただいま小中学校の統合問題につきまして、教育長からる説明を申し上げました。町といたしましても、令和2年から7年間にわたり検討を重ねてまいりましたので、近いうちに議決、ご承認いただきたく準備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤一夫） 3番 アディエ三恵さん。

○3番（アディエ三恵） ご答弁ありがとうございます。また、金子町長から、今後の学校についてのお考えもいただきましたので、私自身も議員として、また、1人の保護者として、今後も考えてまいりたいと思います。

少子化が進む中で、子どもたちにとってよりよい教育環境をどのように実現していくかは、本町にとって避けて通ることのできない課題であると改めて感じました。

一方で、学校は地域にとっても大切な存在であり、保護者や地域の皆様から様々な声が寄せられていることも事実です。

本日のご答弁を踏まえ、今後、子どもたちにとって最善の環境とは何か。また、地域の将来をどのように描いていくのかという視点を持ちながら、私自身も引き続き勉強、考えてまいりたいと思います。

以上で、小学校統合についての質問を終わります。

次に、通告に従い、女性がん検診受診率向上について質問いたします。

近年、女性の健康課題について全国的に関心が高まっております。先日参加した研修会においても、女性特有の病気の予防や早期発見の重要性について学ぶ機会がありました。

私自身も病気を経験したことで、早期発見・早期治療の重要性を改めて実感しております。本日はこちらのピンクリボンのバッジをつけてまいりました。皆様、ご存じかと思いますが、ピンクリボン運動というのは、乳がんに対する正しい知識の普及、早期発見、診断、治療の重要性を伝える世界的なキャンペーンでございます。

乳がんというのは、日本人女性の9人に1人がかかる病気ではありますが、早期発見、治療を行えば、高い確率で治癒が期待できる病気とされています。定期的な検診と日頃からのセルフチェックが重要と言われております。

子育て世代や働く世代の女性は、家事や育児、仕事などを優先し、自分自身の健康管理を後回しにしてしまうことも少なくありません。しかし、女性が健康で活躍できることは、本人や家族はもちろん、地域の活力や子育て環境を支える上でも重要であると考えています。

また、経済産業省が2024年に公表した試算によると、月経に伴う体調不良や更年期障害、婦人科がんなどの女性特有の健康課題による社会的・経済的損失は、年間約3.4兆円に上るとされています。

女性の健康を支えることは、福祉施策の充実という観点にとどまらず、地域社会や地域経済を支える上でも重要な取組であると考えます。

そこでお伺いいたします。

まず1点目、本町における子宮頸がん検診や乳がん検診といった女性がん検診受診率と、現在の周知方法についてお聞かせください。

○議長（後藤一夫） 健康福祉課長 佐藤充之さん。

○健康福祉課長（佐藤充之） アディエ議員のご質問にお答えします。

女性のがん検診としては、乳がん検診、子宮頸がん検診が上げられます。

厚生労働省のホームページによりますと、我が国の女性では、乳がんは、がんによる死亡原因の上位に位置しており、発症する人は30歳代後半から増加し、40歳以上の女性では最も発症する人が多いがんとなっています。

子宮頸がんについても発症する人が多く、年間約1万1000人が子宮頸がんにかかり、約3000人が子宮頸がんで亡くなっています。20歳代後半から増加しはじめ、特に30歳代から50歳代で多くなっています。

どちらのがんも自覚症状がない段階で検診を受けることが大事で、早期に発見して治療することで、大切な命を守るとともに、心身に及ぼす負担と経済的負担を軽減することができます。

国は2年に1回の受診を勧めており、本町におきましても、乳がん検診が40歳以上の女性を対象に、子宮頸がん検診は20歳以上を対象に、どちらも2年に1回受診いただけるよう実施しております。

乳がん検診、子宮がん検診ともに受診歴を基に対象者を抽出し、案内を送付しています。また、新たなステージに入ったがん検診総合支援事業としまして、乳がん検診では41歳の女性の方に、子宮頸がん検診では21歳の方に受診案内と無料クーポンを送付し、未受診者には、はがきにて再度受診勧奨を実施しています。それに加え、がん検診促進事業では、子宮頸がん検診では25歳の女性の方に案内を送付し、検診の自己負担を無料としています。その他の周知の方法としては、町広報、ホームページ、ライフビジョンへの掲載、ケーブルテレビでも放送し、広くPRしております。また、申込方法につきましては、本年度からインターネットによる予約フォームからの申込みを開始しました。

次に、本町における受診の状況ですが、乳がん検診は、令和5年度で、本町が21.1%、

全国平均が16.0%、令和6年度は、本町が20.7%で、全国平均が16.4%となっており、約4ないし5ポイント全国平均を上回っております。

子宮頸がん検診につきましては、令和5年度は、本町が14.9%、全国平均が15.8%、令和6年度は、本町が15.4%、全国平均は16.0%となっており、全国平均とおおむね同水準を維持していますが、20歳から39歳の受診率が、令和5年度で5.1%、令和6年度で6.1%と低くなっているのが現状です。

がん検診には、市町村が行う住民検診、職場や医療保険者が行う職域検診、自分で受けに行く人間ドックがあります。先ほどの数値には、企業または医療保険者が職場で行う職域検診や、人間ドックで受診した方の数値は含まれておりません。また、検診を2年に1回の受診としていることから、全体的に率が低くなっていることをご承知おきいただきたいと思います。

以上が、本町における女性がん検診の現状となります。

○議長（後藤一夫） 3番 アディエ三恵さん。

○3番（アディエ三恵） ご答弁ありがとうございます。

受診率の現状や現在の周知方法については理解いたしました。これまでも様々な取組を進めてこられたこと、職場検診などの受診状況の把握が難しいことは理解いたしました。

しかしながら、若年層や子育て世代においては、検診の必要性を理解していても、仕事や育児などにより受診の機会を逃してしまうこともあるのではないかと思います。受診率向上のためには、従来の周知方法に加え、若い世代にも届きやすい情報発信や、受診しやすい環境づくりが重要です。

また、女性の健康は、福祉分野だけでなく、子育て支援や教育とも関わるテーマであり、課をまたぐ内容にはなりますが、関係部署が連携しながら取り組む視点も必要ではないでしょうか。

例えば、二十歳の集いの機会を活用した、20歳から受診できる子宮頸がん検診の周知、子育て中の保護者世代への啓発など、若い女性世代に向けた情報発信の強化も有効であると考えます。また、小さなお子さんを持つ保護者の方が安心して受診できるよう、事前申込みによる託児つき検診や、平日の受診が難しい方に向けた土日検診についても、受診率向上の観点から検討する余地があるのではないかと考えます。

今後、若年層や子育て世代への啓発も含め、女性がん検診受診率向上に向けてどのような取組を進めていかれるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（後藤一夫） 健康福祉課長 佐藤充之さん。

○健康福祉課長（佐藤充之）　ご質問の今後の受診率向上の対策でございますが、町で行う母子保健事業と連携し、周知を行うことで、子育て世代の受診率向上を目指します。

具体的には、母子健康手帳の交付、マタニティスクール、乳幼児相談、乳幼児健診、子育て相談会など参加いただいた際に、早期発見・早期治療の大切さを説明し、検診を受けることが習慣となるよう勧めてまいります。そのほか、二十歳の集い、10月のピンクリボン月間、3月の女性の健康週間など、様々な機会を通じて、早期発見・早期治療の大切さを訴え、町民へ検診の大切さを周知していきたいと思います。

また、ご意見をいただきました小さなお子さんを持つ保護者の方が安心して検診が受診できるような体制の整備につきましては、実施が可能な、実施効果を含めて検討していきたいと思います。

以上で、アディエ議員のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（後藤一夫）　3番　アディエ三恵さん。

○3番（アディエ三恵）　ご答弁ありがとうございました。

女性が健康で暮らせる環境を整えることは、本人のためだけでなく、家庭や地域を支えることにもつながる重要な取組であると考えます。中でも、子育て世代や働く世代の女性が、自分自身の健康を後回しにすることなく、安心して検診を受けられる環境づくりは大切であります。

本日の答弁も踏まえ、今後さらに関係部署が連携しながら、受診率向上と女性の健康づくりに取り組まれることを期待し、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤一夫）　これをもちまして、一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は、追って連絡いたします。

40分に再開しますのでよろしくお願いします。

午前11時27分休憩

午前11時40分再開

○議長（後藤一夫）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（後藤一夫）　日程第4、議案第59号　専決処分した事件の承認について（損害賠償の額の決定及び和解）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長　上野義治さん。

議案第59号 専決処分した事件の承認について。

2 ページをお願いいたします。

1、損害賠償の理由、令和8年2月6日午後7時00分頃、相手方が自動車で町道細目・北山線を走行中、落下してきた道路沿いの樹木の枝が当たり、フロントガラス等が破損した。この事故において、当該車両の修理費用については、その全額を相手方加入の全国共済農業協同組合連合会岐阜県本部へ、相手方が利用した代車費用については、その全額を車両修理会社へ本町が支払うことで示談が成立したので、次のとおり賠償する。

3、損害賠償の相手方、

○議長（後藤一夫） 以上で提案説明を終わります。

質疑はありませんか。

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ただいまから、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

なお、審査終了後、直ちに本会議を再開いたします。

再開時刻は、追って連絡いたします。

午前11時43分休憩

午前11時50分再開

○議長（後藤一夫） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（後藤一夫） ただいま議題となっております議案第59号に、日程第5、議案第31号 専決処分した事件の承認について（八百津町税条例の一部を改正する条例）から、日程第18、議案第44号 町道の路線変更についてまで、以上15件を追加し、一括議題といたします。

ただいま議題としております各案件は、建設文教常任委員会及び総務民生常任委員会にそれぞれ審査が付託してありますので、これより各委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

最初に、建設文教常任委員会委員長 安藤峰行さん。

（建設文教常任委員会委員長 安藤峰行さん 登壇）

○建設文教常任委員会委員長（安藤峰行） 今定例会において、当委員会に審査が付託されました案件につきまして、6月15日午前9時27分から、委員全員の出席により開催いたしました委員会において慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

議案第35号 八百津町情報発信施設条例及び杉原千畝記念館条例の一部を改正する条例について、議案第36号 八百津町乳児等通園支援事業の利用者負担金に関する条例の制定について、議案第37号 八百津町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第39号 八百津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、議案第40号 令和8年度八百津町一般会計補正予算（第2号）所管分、議案第44号 町道の路線変更について、以上6件について審査いたしました結果、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、建設文教常任委員会の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（後藤一夫） これにて、委員長報告を終わります。

ただいまの建設文教常任委員会委員長の報告に対して、質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で建設文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、総務民生常任委員会委員長 アディエ三恵さん。

（総務民生常任委員会委員長 アディエ三恵さん 登壇）

○総務民生常任委員会委員長（アディエ三恵） 今定例会において、当委員会に審査が付託されました案件につきまして、6月15日午後1時24分から、委員全員の出席により開催いたしました委員会において慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について

報告いたします。

議案第31号 専決処分した事件の承認について（八百津町税条例の一部を改正する条例）、議案第32号 専決処分した事件の承認について（八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、議案第33号 専決処分した事件の承認について（八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）、議案第34号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第14号））、以上4件について審査いたしました結果、全員賛成により原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

議案第38号 八百津町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第40号 令和8年度八百津町一般会計補正予算（第2号）総括及び所管分、議案第41号 令和8年度八百津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第42号 令和8年度八百津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第43号 財産の取得について、以上5件について審査いたしました結果、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

また、本日休憩中に委員全員の出席により開催いたしました委員会において慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

議案第59号 専決処分した事件の承認について（損害賠償の額の決定及び和解）、以上1件について審査いたしました結果、全員賛成により原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

以上をもって、総務民生常任委員会の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（後藤一夫） これにて、委員長報告を終わります。

ただいまの総務民生常任委員会委員長の報告に対して、質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で総務民生常任委員会委員長の報告に対する質疑を終結します。

これにて、委員長報告を終わります。

お諮りします。

議案第31号 専決処分した事件の承認について（八百津町税条例の一部を改正する条例）から、議案第44号 町道の路線変更についてまで、以上14件につきましては、討論の通告はありませんので、この際、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） ご異議なしと認めます。よって、討論を省略します。

次に、議案第59号 専決処分した事件の承認について（損害賠償の額の決定及び和解）につきましては、これより討論に入ります。

本論に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第31号 専決処分した事件の承認について（八百津町税条例の一部を改正する条例）から、議案第59号 専決処分した事件の承認について（損害賠償の額の決定及び和解）まで、以上15件について採決いたします。

議案第31号 専決処分した事件の承認について（八百津町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

委員長報告は原案のとおり承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり承認されました。

議案第32号 専決処分した事件の承認について（八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

委員長報告は原案のとおり承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり承認されました。

議案第33号 専決処分した事件の承認について（八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

委員長報告は原案のとおり承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり承認されました。

議案第34号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予

算（第14号））を採決いたします。

委員長報告は原案のとおり承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり承認されました。

議案第35号 八百津町情報発信施設条例及び杉原千畝記念館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号 八百津町乳児等通園支援事業の利用者負担金に関する条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号 八百津町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号 八百津町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決され

ました。

議案第39号 八百津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤一夫) 起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号 令和8年度八百津町一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

各委員長報告は原案のとおり可決であります。各委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤一夫) 起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号 令和8年度八百津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤一夫) 起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号 令和8年度八百津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤一夫) 起立全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号 財産の取得についてを採決いたします。

委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号 町道の路線変更についてを採決いたします。

委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第59号 専決処分した事件の承認について（損害賠償の額の決定及び和解）を採決いたします。

委員長報告は原案のとおり承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり承認されました。

○議長（後藤一夫） 日程第19、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしました事件について、閉会中の継続調査の申出がありました。

申出の朗読は省略いたします。

お諮りします。

議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（後藤一夫） 以上をもちまして、本定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

ここで、金子町長からご挨拶をいただきます。

八百津町長 金子政則さん。

(町長 金子政則さん 登壇)

○町長（金子政則） 令和８年第３回八百津町議会定例会終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

６月８日に開会し、本日までの１１日間、議会定例会を招集させていただきましたところ、全ての議案につきまして、慎重審議賜り、ご承認いただきました。誠にありがとうございました。

ご承認いただきました全ての議案につきましては、円滑な町政推進のため、職員一丸となって取り組んでいく所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。閉会に当たり、お礼の挨拶といたします。

○議長（後藤一夫） 去る６月８日から本日までの１１日間にわたる本定例会は、議員各位の極めて熱心なご審議により、ここに全ての事件を滞りなく議了いたしました。

議事運営に対する各位のご協力に厚く御礼申し上げます。

これをもちまして、令和８年第３回八百津町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後０時０６分閉会

会議の次第について、相違ないことを証するため地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

9 番 議 員

10番 議 員